

渉外普通養子縁組許可申立必要書類

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1-7-1

名古屋家庭裁判所 家事受付センター

052(223)2830

【日本人夫がフィリピン人妻の未成年の子を養子とする場合】

配偶者の子が非嫡出子（結婚していない間の子）である場合

夫婦共同縁組《日本人夫が養父、フィリピン人妻（実母）が養母》となる。

- 1 日本人夫（養父）の戸籍謄本 1 通
 - 2 フィリピン人妻（実母）と妻の子（未成年者）の出生証明書と訳文各 1 通
 - 3 フィリピン人妻（実母）と妻の子（未成年者）の住民票各 1 通
 - 4 フィリピン人妻（実母）と妻の子（未成年者）の在留カード（コピー）各 1 通
 - 5 フィリピン人妻（実母）と妻の子（未成年者）のパスポート（コピー）各 1 通
- 注）パスポートは、表紙・顔写真、氏名、生年月日、性別、日本の査証（ビザ）、上陸許可が載っている各ページをコピーしてください。
- A4 版用紙の大きさをコピーをお願いします。
- 6 収入印紙（未成年者 1 名につき）800円、郵便切手1200円（110円10枚、10円10枚）

配偶者の子が嫡出子（結婚している間の子）である場合

単独縁組《日本人夫のみが養父》となる。

- 1 日本人夫（養父）の戸籍謄本 1 通
 - 2 フィリピン人妻（実母）と妻の子（未成年者）の出生証明書と訳文各 1 通
 - 3 フィリピン人妻（実母）と妻の子（未成年者）の住民票各 1 通
 - 4 フィリピン人妻（実母）と妻の子（未成年者）の在留カード（コピー）各 1 通
 - 5 フィリピン人妻（実母）と妻の子（未成年者）のパスポート（コピー）各 1 通
 - 6 フィリピン人妻（実母）と前夫（実父）との婚姻証明書と訳文各 1 通
- 注）パスポートは、表紙・顔写真、氏名、生年月日、性別、日本の査証（ビザ）、上陸許可が載っている各ページをコピーしてください。
- A4 版用紙の大きさをコピーをお願いします。
- 7 収入印紙（未成年者 1 名につき）800円、郵便切手1200円（110円10枚、10円10枚）

注）審理中において、上記以外にも必要となる書類の提出を求めることがあります。

原本還付について

上記必要書類は原本（パスポートを除く）を提出していただくことを原則としておりますが、原本還付を求める場合には、原本還付申請書（上申書）に還付を求める原本のコピーを添えて提出していただくこととなりますので、あらかじめ原本還付を求めたい書類のコピーを用意するようお願いいたします。